

Q-2

法第54条の外壁後退の緩和について、バルコニー部分や地下車庫も後退が必要ですか。また、カーポートの外壁後退について教えてください。

A-2

基本的に建築面積に算定される部分が外壁後退の対象となります。

従って地下車庫などは、地階部分が地盤面上1mを超える場合、建築面積に算入される部分が外壁後退の対象となります。

詳しくは、「福岡市確認申請の手引き」【3. 集団規定編—18 外壁の後退距離の適用について】をご参照ください。

また、カーポートなど外壁がなく柱のみの建物は、「基準総則・集団規定の適用事例」の「外壁後退の対象」をご参照ください。